

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、佐川急便株式会社（以下「当社」という。）において、貨物自動車運送事業法第16条第1項の規定に基づき、輸送の安全確保のために遵守すべき事項を定め、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社が行う貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

(定義)

第3条 本規程で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「経営者」とは、代表取締役をいう。
- (2) 「安全統括管理者」とは、貨物自動車運送事業法第16条第2項第4号の規定に基づく者をいう。
- (3) 「事業所等」とは、営業所・サービスセンター・デリバリーセンター・空港（航空）営業所・路線営業所をいう。
- (4) 「所長」とは、貨物自動車運送事業法及び貨物利用運送事業法が適用される事業用貨物自動車及び事業用貨物軽自動車が配置された事業所の長をいう。
- (5) 「乗務員」とは、運転者及び運転の補助に従事する従業員をいう。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針等)

第4条 SGホールディングスグループの企業理念、行動憲章に基づきグループ企業が密接に協力し、人命を第一として全従業員が一丸となって絶えず輸送の安全性の向上に努める。

- 2 経営者は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保を主導する。また、全従業員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 3 安全マネジメントを確実に実施し、安全最優先で業務を遂行する。
- 4 協力会社を利用する場合にあっては、当該事業者の輸送の安全確保を阻害するような行為を行わない。また、協力会社の輸送の安全の向上に協力するよう努める。
- 5 輸送の安全に関する情報を公表する。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に規定する基本的な方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する重点施策等)

第6条 輸送の安全に関する重点施策等は、安全管理手順書に定める。

(輸送の安全に関する計画)

第7条 第5条(輸送の安全に関する目標)により策定した目標の達成と前条に規定する輸送の安全に関する重点施策に応じて、必要な計画を策定する。

- 2 輸送の安全に関する計画等は、本社安全推進所管部署が立案し、安全統括管理者に報告し、安全会議又は見直し会議で審議・決定する。

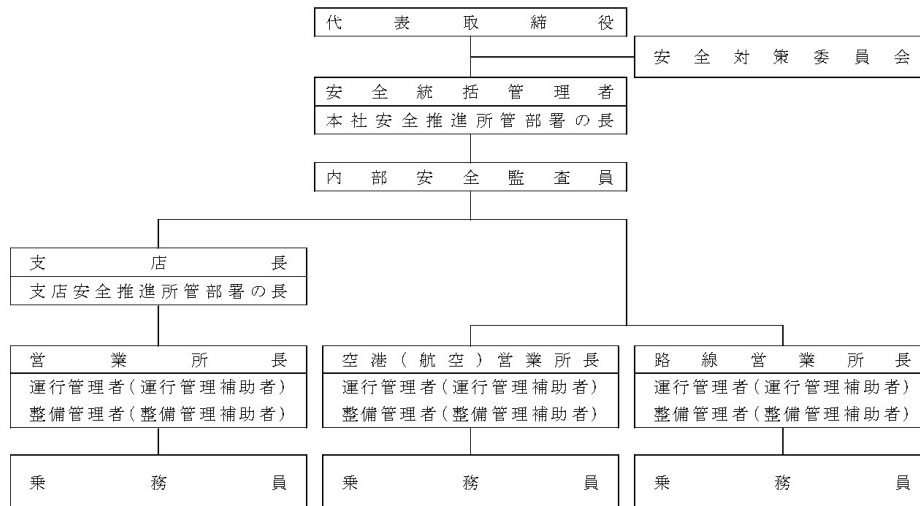
第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(組織体制)

第8条 輸送の安全確保について責任ある体制を構築するため、「安全管理組織図（別図）」に則り次の各号に掲げる者を選任し、配置する。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 本社安全推進所管部署の長
- (3) 内部安全監査員
- (4) 支店長
- (5) 支店安全推進所管部署の長
- (6) 営業所長
- (7) 空港（航空）営業所長
- (8) 路線営業所長
- (9) 運行管理者（運行管理補助者）
- (10) 整備管理者（整備管理補助者）

別図 安全管理組織図



- 2 安全統括管理者は、輸送の安全確保に関する業務を統括する。
- 3 本社安全推進所管部署の長は、安全統括管理者の指揮命令の下、輸送の安全確保に関する業務を遂行する。
- 4 内部安全監査員は、運輸安全マネジメントに係わる内部監査を行う。
- 5 支店長は、本社安全推進所管部署の長の指揮命令の下、支店及び営業所を統制し、輸送の安全確保に関する指導・監督を行う。
- 6 支店安全推進所管部署の長は、支店長の指揮命令の下、輸送の安全確保に関する業務を遂行する。
- 7 所長は、支店長及び支店安全推進所管部署の長の指揮命令の下、事業所等の輸送の安全確保に関する指導・監督を行う。
- 8 空港（航空）営業所長及び路線営業所長は、本社安全推進所管部署の長の指揮命令の下、事業所等の輸送の安全確保に関する指導・監督を行う。
- 9 各営業所の運行管理者（運行管理補助者）及び整備管理者（整備管理補助者）は、所属する営業所の所長の指揮命令の下、輸送の安全確保に関する業務を遂行する。

(安全対策委員会の設置)

第9条 輸送の安全確保に係る施策の審議機関として「安全対策委員会」（以下「本委員会」という。）を設置する。なお、本委員会の構成は次の各号のとおりとする。

- (1) 委員長は、管理担当取締役がこれに当たり、会務を統括する。
 - (2) 副委員長は、委員長が指名した者とし、委員長に事故があるときはその職務を代行する。
 - (3) 委員は、支店長、営業所管部署の長及び輸送ネットワーク所管部署の長が当たる。
- 2 本委員会は、定例会として「安全会議」を開催し、輸送の安全確保に係る目標、計画、施策について審議

及び決定を行い、その結果を取締役会に上申する。

(経営者の責務)

第10条 経営者は、輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営者は、輸送の安全確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営者は、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営者は、継続的に輸送の安全性の向上を図ること等輸送の安全確保の業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(安全統括管理者の責務と権限)

第11条 安全統括管理者は、輸送の安全確保に関する業務を遂行する。

- 2 安全統括管理者は、次の各号を遂行する責務と権限を有する。
 - (1) 全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること
 - (2) 輸送の安全確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること
 - (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること
 - (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、全社員に対し周知を図ること
 - (5) 輸送の安全確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて内部監査を行い、経営者に報告すること
 - (6) 経営者に対し、輸送の安全確保について提言し、事故防止その他の改善策を検討の上、必要な措置を講じること
 - (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること
 - (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること
 - (9) 輸送の安全確保のため、全従業員に対して必要な教育又は研修を行うこと
 - (10) その他の輸送の安全確保に関する統括管理を行うこと

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する情報の伝達・共有)

第12条 経営者、安全統括管理者及び支店長は、現場との意見交換等により双方向の意思疎通を十分に行い、適時適切に社内において伝達され、共有されるよう努める。

(交通事故・交通違反、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 交通事故・交通違反、災害等が発生した場合における報告連絡体制は、安全運転服務手順書に定める。

- 2 本社安全推進所管部署は、交通事故・交通違反、災害等の内容に応じて、その報告が経営者、安全統括管理者及び社内に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者及び本社安全推進所管部署並びに支店長・支店安全推進所管部署は、交通事故・交通違反、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）に定める交通事故、災害等があった場合は、自動車事故報告規則の規定に基づき、国土交通大臣に報告する。

(輸送の安全に関する教育・研修)

第14条 輸送の安全確保に係る人材育成のための教育及び研修に関する計画を策定し実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する内部安全監査員を実施責任者として、輸送の安全を確保するための事業の実施状況及びその管理体制を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、重大な交通事故、災害等が発生した場合又は同種の交通事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合に、緊急内部監査を実施する。
- 3 安全統括管理者は、内部監査の結果を経営者に報告する。
- 4 経営者は、内部監査により改善の必要がある事項は方策を検討し、是正又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第16条 本社安全推進所管部署は、輸送の安全に係る記録その他の文書を適切に記録・管理する。なお、保管方法については、安全管理手順書に定める。

(輸送の安全に関する業務の改善と見直し)

第17条 経営者は、安全統括管理者から交通事故・交通違反、災害等に関する報告又は輸送の安全確保のために必要と認める場合には、対策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 経営者は、重大な事故が発生した場合、安全対策全般又は必要な事項において、より高度な輸送の安全を確保するための業務の改善を図る。
- 3 経営者は、定期的に目標の達成状況を確認し、輸送の安全に関する施策及び計画の見直しを行う。

(情報の公開)

第18条 輸送の安全に関する次の各号の情報を、年度ごとにホームページに掲載して公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
 - (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する交通事故に関する統計
 - (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
 - (5) 輸送の安全に関する重点施策
 - (6) 輸送の安全に関する計画
 - (7) 輸送の安全に関する予算等の実績額
 - (8) 交通事故・交通違反、災害等に関する報告連絡体制
 - (9) 安全統括管理者、安全管理規程
 - (10) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
 - (11) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容
- 2 貨物自動車運送事業法第24条の3に基づき、輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(安全統括管理者の選任・解任)

第19条 経営者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6に規定する要件を満たす取締役から安全統括管理者を選任する。

- 2 経営者は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当した場合は、解任する。
- (1) 国土交通大臣から解任命令が出された場合
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になった場合
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全確保の状況に関する確認を怠る等により、その職務を引き続き行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

第5章 雑則

(所管)

第20条 本規程の所管は、諸規程管理規程で定める所管部署とする。

(実施細目)

第21条 本規程の実施に際し必要な細目は、別に安全管理手順書を定める。

(改廃)

第22条 本規程の改廃は、取締役会の決議によるものとする。

付則

本規程は、2006年10月1日から施行する。

2007年11月21日改定	付則（第2版）
2008年4月25日改定	付則（第3版）
2008年8月29日改定	付則（第4版）
2009年4月24日改定（2009年5月1日施行）	付則（第5版）
2012年10月19日改定（2012年10月21日施行）	付則（第6版）
2014年1月9日改定(2014年1月21日施行)	付則（第7版）
2014年4月18日改定(2014年5月21日施行)	付則（第8版）
2016年2月17日改定(2016年3月21日施行)	付則（第9版）
2017年3月17日改定(2017年3月21日施行)	付則（第10版）
2017年10月30日改定(2017年11月21日施行)	付則（第11版）
2019年6月13日改定(2019年6月13日施行)	付則（第12版）
2020年3月27日改定(2020年4月1日施行)	付則（第13版）